

# 困つたなあ

に答えます

## 佐々木知子の 法律相談



佐々木 知子  
さ さき ともこ

---

弁護士  
帝京大学法学部教授

## 妻に全財産を残したいです。 遺言書の注意点は何ですか？

勤務も無事に終わり、しばら  
くしたら、かつての勤務地で  
気に入った所に移って、妻と  
静かに暮らしたいと思つてい  
ます。子供はいません。

まだ先のことですが、遺言を  
書いておきたいのです。私には  
妹が二人いて、一人はもう亡く  
なりましたが、その子供が二人  
います。妹らとはもともと疎遠  
で、甥姪の結婚式には呼ばれま  
したが、親の法事もしていない  
し、賀状のやりとりすらもし  
ていません。親類付き合いとい  
えば妻の方で、将来何かあれば、  
頼るのは妻方の甥や姪になると  
思います。

最近知ったのですが、子供がいない場合、きょうだいの相続が4分の1あるそうですね。それをなくすには、遺言を書くしかないと。大した財産もないのに、妹や甥姪が私の相続権を主張してくるかどうかは分かりませんが、もしされたら、妻が困ります。親が住んでいた一軒家（土地4000万円くらい）は古いのですが、環境が良く結婚後もリフォームしながら住んでいました。妹二人は夫の家が

あるので不動産は不要と言ひ、親の預貯金と株計4000万円くらいは妹二人で分けました。私の財産としては他に私自身がためた預金が2000万円ほど。

法務局の遺言書保管制度を利用するのもおすすめです。

遺言を作成されるのは大賛成です。ご存じでしょうが、法定相続分は、妻と子だと各2分のうだいだと、妻4分の3・きょうだい4分の1。つまり、ご相談者の場合、妹さん8分の1、甥姪各16分の1（亡き妹の代襲相続）。割合的に小さくても不動産の持ち分としてあるし、預金もその分の額は銀行が下ろさせてくれないので、困ります。幸いきょうだいには遺留分がないので、遺言で相続人から排除しておけば何の問題もありません。

自筆証書遺言ですか 令和  
2(2020)年に法務局保管制度ができました。遺言はもちろん自分で作成するのですが、法務局で保管してもらえば、保管料はとても安いし、何より死後、関係者を集め家庭裁判所で遺言書を検認してもらうという手続きが不要になるのがメリットです。詳しくは法務省ないし法務局のホームページに出ています。

遺言執行者は必要事項ではあります

たたけれはと思ひます。